

I C T 国際競争力強化プログラム

ver. 2.0

(案)

平成 20 年 7 月 29 日

総 務 省

目 次

背景と目的	2
基本プログラム	3
Ⅰ. 国際競争力強化体制の充実	
1. 「情報通信国際戦略局」の政策展開	3
2. 「ICT国際競争力会議」の体制強化	3
3. 「ICT国際競争力会議」におけるPDCAサイクルの実施	3
Ⅱ. 国際競争力強化プロジェクトの推進	
4. 「ユビキタス特区」の推進	3
5. 「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の推進	3
6. プラットフォームの開発・整備	4
Ⅲ. 国際戦略等の推進	
7. 重点分野における基本戦略の推進	4
8. 「技術外交」の戦略的展開	4
9. 通信・放送分野の改革の推進	4
個別プログラム	5
1. ICT研究開発・標準化・知的財産強化プログラム	5
2. ICT人材育成プログラム	7
3. ソフトパワー強化プログラム	8
4. 国際展開支援プログラム	9
5. 税制・財政金融等支援	12

背景と目的

昨年5月に「ICT国際競争力強化プログラム」を策定・公表して以来、1年余が経過した。

この間、政策資源の集中と選択、産学官の連携強化などにより、ICT産業の国際競争力を強化する必要性は些かも減じていない。

むしろ、世界経済の不透明感が増し、我が国が人口減少下に入っている中であって、経済成長に対する寄与度の高いICT産業の国際競争力強化は、より一層喫緊の課題になっていると言える。

「ICT国際競争力強化プログラム」は、ICT国際競争力会議において定期的にフォローアップを行い、その結果を踏まえて適切に見直すこととされている。昨年度に始まった「ICT国際競争力強化年間」も2年目に入り、本年7月には総務省に「情報通信国際戦略局」が新設され、ICT産業の国際競争力強化に係る施策が集約・統合された。

そこで、これまでの施策の進捗状況（別添）を踏まえ、ICT産業の国際競争力をより一層強化するため、平成20年度に実施すべき施策を明らかにすべく本プログラムを見直し、新たに「ICT国際競争力強化プログラム ver. 2.0」として策定した。

プログラムの見直しにあたっては、まず、基本プログラムについて、「国際競争力強化体制の充実」、「国際競争力強化プロジェクトの推進」及び「国際戦略等の推進」の3つの柱の下に組み替え、今年度取り組むべき具体的各施策を明らかにした。また、個別プログラムについては、ICTの研究開発、標準化活動及び知的財産戦略は一体的に強化するものとして、3つに分かれていたプログラムを1つに集約する等の改定を行った。

なお、全体を通じ、一般的かつ抽象的な施策をできるだけ排し、骨太かつ具体的な施策を取り上げることにした。

今後、総務大臣を議長とする「ICT国際競争力会議」において、PDCAサイクルを着実に回していき、特に、平成20年度は、産学官を挙げたD（実行）に力点を置いていくこととする。

基本プログラム

I. 国際競争力強化体制の充実

1. 「情報通信国際戦略局」の政策展開

我が国 I C T 産業の国際競争力の強化、通信・放送の融合・連携の促進を図るために新設された「情報通信国際戦略局」において、総合政策・技術政策・国際政策の有機的連携を図り、国際競争力強化に係る政策を機動的に展開する。

2. 「I C T 国際競争力会議」の体制強化

我が国の有する I C T に対する他国のニーズを適切に把握し、産学官連携ミッションを戦略的に形成するため、「I C T 国際競争力会議」の下に「海外市場開拓分科会」（仮称）を設置する。

3. 「I C T 国際競争力会議」における P D C A サイクルの実施

「I C T 国際競争力会議」（議長：総務大臣）において P D C A サイクルを着実に実施するとともに、定期的にフォローアップを行い、その結果を踏まえ、本プログラムの適切な見直しを行う。

II. 国際競争力強化プロジェクトの推進

4. 「ユビキタス特区」の推進

平成 20 年 3 月までに創設された 28 の「ユビキタス特区」事業を着実に推進し、電波と予算という 2 つの有限な資源を最大限に活用し世界の需要に応える I C T サービスの開発を行う。

また、これまでの「I C T 産業の国際競争力強化」に加え、「都市の国際競争力強化」や「地域再生・産業創造」を目的とするプロジェクトも対象とした「拡大版ユビキタス特区」を平成 21 年 1 月を目途に創設する。

5. 「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の推進

①次世代移動通信、②ユビキタス・プラットフォーム技術、③スーパーハイビジョン、④新世代ネットワークという 4 つの柱で平成 20 年度から推進することとしている「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」について、「U N S 研究開発戦略プログラム II」や我が国 I C T に対する他国のニーズを踏まえ、プロジェクトの推進を図る。

6. プラットフォームの開発・整備

我が国の要素技術の強みを活かした「低廉でグローバル市場で受け入れられやすく使いやすい統合プラットフォーム」を世界に先駆けて構築するため、「ユビキタス特区」のテストベッド等を活用してGSM機能付3G携帯端末の開発などを推進する。

Ⅲ. 国際戦略等の推進

7. 重点分野における基本戦略の推進

平成19年度に策定した重点3分野（次世代IPネットワーク、ワイヤレス及びデジタル放送）の国際展開に係る基本戦略を着実に推進する。

また、産学官連携ミッションの戦略的形成・派遣等を通じて他国のニーズを的確に把握し、重点分野の追加や修正についても不断の見直しを行う。

8. 「技術外交」の戦略的展開

国際的な研究開発連携、国際標準化、知的財産戦略、経済協力等の具体的施策を一貫性・一体性を持って総合的・組織的に行う「技術外交」政策を、関係府省と連携して戦略的に展開する。

このため、産学官ミッションの戦略的形成・派遣を実施する。

また、この展開にあたっては、外務省及び首脳外交との連携や産業界との協力を視野に入れる。

9. 通信・放送分野の改革の推進

通信・放送分野の改革を推進するため、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき策定された「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」を着実に実施する。

なお、「工程プログラム」は、随時その進ちよく状況を踏まえ見直す。

個別プログラム

1. ICT研究開発・標準化・知的財産強化プログラム

(研究開発・標準化・知的財産強化プログラム)

○研究開発・標準化活動・知的財産戦略の一体的強化

平成20年度に策定した「UN S研究開発戦略プログラムⅡ」と知的財産強化戦略を含む「ICT国際標準化戦略」を着実に実施する。

(研究開発強化プログラム)

○ICT国際競争力強化施策への重点配分

総務省は、平成21年度予算要求において、三次元映像、ネットワークロボット、フォトリックネットワーク技術等の革新的技術、地球温暖化対策等に資する環境関連技術など将来の競争力強化につながる施策を含め、ICT国際競争力強化に資する施策に重点配分を行う。

○ICTサービスの世界的開発拠点の整備・充実

技術開発やサービス開発を効果的に推進するため、平成20年に創設された「ユビキタス特区」のテストベッド等を活用し、携帯端末の世界展開等について、世界的な開発拠点の整備・充実を図る。

○基礎的研究開発の戦略的推進

イノベーション創出や国際競争力の源泉となる技術力を将来にわたり継続的に確保していくため、研究者の発意による独創性・創造性に富む萌芽的な研究開発及び将来社会で広く必要とされる技術の研究開発を戦略的に推進する。

○情報通信ソフトウェア開発力の高度化

優れた情報通信ソフトウェアのベンチャー企業やASP・SaaS事業者が迅速かつ円滑に事業を展開できるよう、高信頼IPネットワークの認証や課金機能の利用環境を整備し、複数のソフトウェアのマッシュアップ等、情報通信ソフトウェアの開発力の高度化を促進する。

(標準化・知的財産強化プログラム)

○「ICT標準化・知財センター」の設置

研究開発・標準化活動・知的財産戦略を一体的に推進するため、標準化関連の公益法人等による任意団体として、「ICT標準化・知財センター」を平成20年7月に設置する。

○「ICT国際標準化戦略マップ」の整備

デジュール、デファクト、フォーラムを問わず、国際標準化に関する最新情報の

集約・分析・整理を行った「ICT国際標準化戦略マップ」を、「ICT標準化・知財センター」において平成20年度から整備・維持管理する。

○「ICTパテントマップ」の整備

国際標準化に関する重点技術分野の知的財産取得状況を整理した「ICTパテントマップ」を、「ICT標準化・知財センター」において平成20年度から整備・維持管理する。

○「ICT標準化エキスパート」の選定と標準化人材の育成

ITU等国际機関において国際標準化に携わってきた専門家等を「ICT標準化エキスパート」として選定し、若手の標準化人材の育成を行う。

○「ICT国際標準化推進ガイドライン」の活用

標準化活動が企業経営に与える効果や標準化に関する基礎情報・ノウハウ、これまでの成功事例等を取りまとめた「ICT国際標準化推進ガイドライン」（平成20年6月総務省策定）を活用し、標準化活動への企業等の参加を促進する。

○標準化団体の活動強化・相互連携等

関連する標準化団体の標準化活動や相互連携を強化するとともに、次世代IPネットワーク等の重点分野については関係者による検討の場を設定し、戦略的に標準化に取り組む。

○企業・大学等の標準化活動への支援

製品や技術の海外展開を見据えて戦略的に国際標準化活動に取り組む企業や大学等に対して、研究開発や標準開発の支援等を行う。

○アジア・太平洋地域における標準化の連携

アジア・太平洋地域における各国の標準化に対するニーズを十分に調査・分析した上で、対象国を明確にし、技術者の招聘、ワークショップの開催、共同研究等を推進する。

○民間相談窓口の活用促進

ベンチャー企業等の国際展開に当たり、

- ・全国の商工会・商工会議所に設置されている「知財駆け込み寺」
- ・日本弁理士会が提供している「弁理士ナビ」
- ・日本弁護士連合会の支援の下に誕生した「弁護士知財ネット」等の活用を推進する。

2. ICT人材育成プログラム

○先進的取組を横展開するナショナルセンター的機能の構築

先進的な高度ICT人材育成の取組を横展開するなど、ICT人材の育成の場を社会・経済・産業の環境・ニーズの変化に的確に対応できるよう支援するナショナルセンター的機能の構築に向けた取組を平成20年度から進める。

○カリキュラム・教材等によるICT教育の充実支援

産学官が連携して、モデルカリキュラム（事業戦略策定に関する研修カリキュラム等）や実践的なPBL（Project Based Learning）教材等の提供を行うことにより、高等教育機関におけるICT教育の充実を支援する。

○研究開発プロジェクト等を通じたICT人材の育成

情報通信研究機構等の研究開発拠点における研究開発プロジェクトへの産学からの人材受入れ、戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）の若手ICT研究者育成型プログラムの拡充及び標準化エキスパート制度の創設により、ICT分野の研究開発人材や標準化人材を育成する。

○高度ICT人材育成支援プラットフォームの開発

個々の高等教育機関の取組を連携して、効果的かつ効率的な人材育成手法を提供するために、高度ICT人材育成支援プラットフォーム（遠隔地間でも臨場感ある実践教育を可能とするeラーニング機能等）の基盤技術を開発する。

○高等教育機関等における国際交流・海外人材育成の支援

ICT分野の大学、研究機関等において、各国からの学生・研究者・技術者の積極的な受入れを増やすとともに、諸外国の高等教育機関等が参加する国際的な研究会、ワークショップ等の開催等を支援する。さらに、招へい・人材育成事業の充実等を通じ、海外における人材育成の強化を図る。

○初等中等教育における教育の情報化の推進

文部科学省と連携して、学校におけるICTインフラの整備促進など、教育の情報化を推進する。また、「ICTメディアリテラシー育成プログラム」等の普及を図ることで、保護者や児童の情報リテラシーの育成に努める。

3. ソフトパワー強化プログラム

○映像国際放送の充実

新たな外国人向け映像国際放送を、平成21年初頭に開始するとともに、インターネット配信を積極的に活用するなど、幅広い視聴者の獲得や我が国の対外情報発信の強化に向けた取組を進める。

○コンテンツのマルチユースの促進

コンテンツのマルチユースの成果をクリエイターや視聴者に還元していくため、権利内容や交渉窓口等に係る情報の集約・公開等により、コンテンツの取引市場の形成を平成20年度から行うとともに、これらに関するルールや制度の在り方等について検討する。

○コンテンツの海外流通の促進

我が国コンテンツの海外への流通を促進するため、海外の放送チャンネルの時間枠の開拓やスポンサー企業の確保、国際ドラマフェスティバルへのマーケット機能の付加、海外の事業者も含めた我が国のコンテンツを取引する市場の創設等について検討する。

○デジタルコンテンツ流通に関する新たなルールの形成等

デジタルコンテンツについて、権利者が安心してコンテンツを提供できるとともに視聴者にとって使いやすい環境を整備できるよう、コンテンツ流通に関する新たなルール及びその担保手段の在り方について幅広い関係者の協力を得て、検討を行う。

○コンテンツの流通経路の多様化

コンテンツの視聴の選択肢を拡大するため、IPTVサービスの実現に係る映像配信技術、送信側、伝送路、受信端末に必要な機能・技術に関する検証を実施する。

○「デジタル文明開化プロジェクト」（仮称）の推進

教育、産業、芸術に必要な情報の多くを海外に依存し、「情報自給率」の低さが現状となっている現状を踏まえ、国内に眠っている知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で共用できる仕組みの構築の検討に平成20年度から着手する。

○コンテンツ流通の新事業創出を促す「サイバー特区」（仮称）の検討

ネットワーク空間において実名参加によるクローズドのコミュニティを構築し、その中に限定したインセンティブ付与や新規サービスの実証が可能な仕組みの構築等の検討に平成20年度から着手する。

4. 国際展開支援プログラム

○「ICT国際展開対策本部」による支援

ICT国際展開支援の総合的な窓口として平成19年1月に設置した「ICT国際展開対策本部」（本部長：総務大臣）において、我が国のICT企業の海外展開の一層の支援を行うため、官民連携によるミッション団の戦略的形成・派遣を推進する。また、各国・各地域において企業の展開が可能となるよう、官民が連携して、その国・地域の市場や現地政府の動向等の情報収集等を行う場（「海外市場開拓分科会」（仮称）等）を新たに設置する。

○「ICT国際競争力指標」による継続的評価

我が国ICT産業の国際競争力を示すため、本年6月に策定・公表した「ICT国際競争力指標」を今後も継続的に公表する。

○ユビキタスネット関連技術・サービスの国際展開の推進

途上国等において、ユビキタスネット関連技術・サービスを活用した産業・地域・社会の変革モデル構築等を通じ、我が国発・国産技術の国際展開の推進の検討に平成20年度から着手する。

○二国間協議の対象国の検証と見直し

我が国ICTに対する他国のニーズを把握するため、従前の二国間協議の対象国を我が国ICT産業の国際競争力の強化という政策ターゲットに照らして検証し、見直す。

○産学官連携ミッションの戦略的形成・派遣

産学官連携ミッションの戦略的形成、計画的・定期的な派遣、海外でのセミナーやデモの実施等により、他国のニーズを把握し、我が国ICTの認知度とブランドイメージの向上を図るとともに、他国における我が国企業の展開に資する情報を収集する。

○「ブランド構築」の推進

日本の優れたICT技術・製品・サービスを世界にPRするため、官民の広報機能の強化・充実を図る。具体的には、先進的な海外事例等を調査・分析し、ロゴ、キャッチフレーズ、対象地域、広報手段等を定める「グローバル・ブランド戦略」を官民で検討する。

○「ICTジャパン・キャンペーン」の実施

国や地域ごとに分野を戦略的に選定して日本のイメージ向上・情報発信強化を図るために、効果的なセミナー、最先端の機器を活用したデモンストレーション、展示会開催、世界へのジャパンライフ発信などを行う「ICTジャパン・キャンペーン」

ン」の実施を支援する。

○「ICTブランド発信モデル」の選定

企業やコンソーシアムの海外展示会参加等による海外広報活動を促進するため、特に日本のICTブランドイメージの向上に資する企業やコンソーシアムの活動を「ICTブランド発信モデル」として選定し、重点的に支援する。

○グローバル・ベンチャー企業創出の支援

国際市場でも通用しうるICTベンチャー企業の海外進出を促進するため、海外市場調査、海外事業の企画等に関する支援を行う。また、国際戦略の策定や国際的な事業展開を遂行することが可能な人材の育成を支援する。

○マスタープランの策定

ブロードバンドやIPネットワークを含む通信インフラ全体計画の基本プラン（マスタープラン）を策定する際に、我が国のICT技術が当該国の実情に応じて活かされるよう専門家派遣や現地調査といった取組を進める。また、可能な場合にはマスタープラン策定を検討する。

○アジア諸国を中心としたEPA等の推進

日米、日EU及び日中間の規制改革対話に加え、インド等のアジア諸国とのEPA交渉を通じて外資規制等の規制の緩和・撤廃及び競争促進的な電気通信市場の形成に必要な制度の導入を働きかけるなど、これらの国々の市場環境整備を要請する。

○アジア地域におけるICT関連開発計画の推進

「アジア・ブロードバンド計画」「アジア太平洋情報社会（APIS）の将来ビジョン」、「バンコック・アジェンダ（APT）」、「ブルネイ・アクションプラン（ASEAN）」といった地域的なビジョンの具現化を進める中で我が国のICT技術が活かされるよう取り組む。

○国際機関への貢献

ITU、APT等の国際機関の各種会合、フォーラム等を積極的に招請し、我が国の提案等に対する各国の理解を深める。

さらに、国際機関が実施する各種の調査研究、ワークショップ等のプロジェクトに対し、資金協力を含めた積極的な参画を行う中で、我が国のICT技術を活かす方策を提言していく。

我が国出身のAPT事務局長が2008年2月より就任したが、今後とも日本人職員の増員、国際会議に参加する専門家育成、特に国際機関の事務局幹部ポストや研究委員会等の議長・副議長ポストの獲得に努め、国際機関での活動への積極的な貢献を行う。

○在外公館を含む外務省との連携

我が国のICTに関する国際広報、イベントの開催、現地のICT事情等についての情報収集等、外国の関係機関への働きかけ等につき、在外公館を含めた外務省との連携協力を引き続き強化する。

○我が国への招聘施策の戦略的实施

APT、ITU、JICA、JTEC（財団法人 海外通信・放送コンサルティング協力）補助金等のスキームを活用した我が国における研修及び我が国への招聘について、各々のスキームの特性を踏まえつつ、各強化プログラムの目的達成にも資するよう戦略的に実施する。

5. 税制・財政金融等支援

上記1～4のプログラムを、一層効果的に推進するため、各プログラムで示した措置に加え、税制、財政金融、ODAの活用等の支援措置を関係府省と検討する。

○ICT国際競争力支援制度

企業のICT投資、研究開発投資等を促進するための税制支援措置を検討するとともに、ベンチャー企業の国際展開を支援する措置を検討する。

○政府調達

調達関係の制度的枠組み等に十分配慮しつつ、ベンチャー企業からの調達拡大も含め政府自ら優れたICT技術等の採用を促進するためのガイドライン（「新ICT調達ガイドライン」（仮称））を検討する。

○公的ファイナンス

可能な国については、JBIC（国際協力銀行）をはじめとする関係機関の理解を得た上で「技術外交」の一環として活用できるようプロジェクトの形成に努める。また、企業が形成した個別案件についても、必要に応じJBICをはじめとする関係機関の理解を求めるよう努める。

○ODA

国別援助計画の改定の際には、ICT分野の重要性が反映されるよう外務省に要請していく。また、可能な国については、外務省を初めとする関係機関の理解を得た上で「技術外交」の一環として活用できるようなプロジェクトの形成に努めるとともに、STEPローンについても、経済産業省と連携しつつ、ICT関連プロジェクトへの適用を図っていく。

(別紙)

ICT国際競争力強化プログラムの進捗状況（プログレス・レポート）

(平成20年7月29日現在)

基本プログラム

項目	内容	進捗状況
1. 「ICT国際競争力会議」の設置	<p>官民が継続的にICT産業の国際競争力を強化するための中核的組織として、「ICT国際競争力会議」（議長：総務大臣）を総務省に平成19年5月目途に設置し、IT戦略本部、経済財政諮問会議、知的財産戦略本部等との連携を図る。</p> <p>なお、本年1月に総務省に設置した「ICT国際展開対策本部」は、「ICT国際競争力会議」の下に設置することとする。</p>	<p>「ICT国際競争力会議」（議長：総務大臣）を平成19年5月29日に総務省に設置し、これまでに2回の会合を開催した。</p> <p>「ICT国際競争力会議」の下に、「次世代IPネットワーク分科会」、「ワイヤレス分科会」、「デジタル放送分科会」、「基本戦略分科会」を設置し、「ICT国際競争力強化プログラム」のフォローアップ、ICT産業の国際競争力に関する継続的な現状分析、重点3分野における取組状況のフォローアップ等を行っている。</p> <p>また、「ICT国際競争力会議」の下に「ICT国際展開対策本部」を設置し、重点3分野を中心に、南米、アジア、中東等に官民連携ミッション団を派遣する等我が国ICT企業の海外展開に係る各種活動を支援・実施した。</p>
2. 「ユビキタス特区」の創設	<p>「ユビキタス特区」を創設する。世界初のICTサービスが開発・利用できる環境を整備する。固定通信、移動通信、コンテンツ及びアプリケーションが融合・連携した世界最先端のサービスの開発・実証実験等が円滑に実施できるよう、規制改革を行う。</p>	<p>平成20年1月25日に「ユビキタス特区」を創設し、これまでに28プロジェクトを選定した。固定通信、移動通信、コンテンツ及びアプリケーションが融合・連携した世界の需要に応えるICTサービスの開発・実証実験等が円滑に実施できるよう、電波の利用環境整備等を行うとともに、順次プロジェクトを推進している。</p> <p>また、「ICT産業の国際競争力強化」に加え、</p>

		「都市の国際競争力強化」や「地域再生・産業創造」を目的とするプロジェクトも対象とした「拡大版ユビキタス特区」の提案募集を平成20年6月から7月まで行った。
3. 「ジャパン・イニシアティブプロジェクト」の推進	日本が強い領域をいかし、ICT産業の国際競争力を強化するために、我が国の技術が先端的な分野において、次世代IPネットワーク、次世代携帯電話、ユビキタス端末・プラットフォームなどの「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」を重点的に推進することとし、平成19年9月までに「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の方針を策定するとともに、平成20年度予算要求など必要な政策支援措置を講ずる。	「ICT国際競争力強化重点技術戦略（平成20年度施策関連）」（平成19年8月1日策定・公表）に基づき、①新世代ネットワーク基盤技術、②次世代移動通信システム、③ユビキタス・プラットフォーム技術、④超高臨場感映像システムの4技術の研究開発を、「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」として重点的に推進することとし、平成20年度において必要な予算を措置し、当該研究開発に着手した。
4. プラットフォームの開発・整備	我が国の要素技術の強みをいかした「低廉でグローバル市場で受け入れられやすく使いやすい統合プラットフォーム」を世界に先駆けて構築するため、プラットフォームの開発・整備に関する基本指針を平成19年度中に策定し、戦略的に取り組む。	平成20年度から実施する「ユビキタス特区」プロジェクトの一つとして、「グローバル市場に対応できる移動通信端末の開発支援プラットフォーム」を採択した。 また、平成19年8月1日に「ICT国際競争力強化重点技術戦略」を策定した。その中で重点テーマの一つとされているユビキタス・プラットフォーム技術について、平成20年度より研究開発を実施している。
5. 重点分野における基本戦略の推進	ICT国際競争力強化の観点から、情報通信分野のうち、次世代IPネットワーク、ワイヤレス及びデジタル放送の3つの分野を「重点分野」と位置付け、各分野における「基本戦略」を平成19年度中に策定し、官民が協力して推進する。	IPネットワークについては、平成19年11月26日に「次世代IPネットワーク国際競争力強化基本戦略」及び同戦略の具体的実施計画である「次世代IPネットワーク国際競争力強化アクションプラン07」を策定・公表した。また、同アクションプランの実施結果等を踏まえ、平成20年度にお

		<p>いて実施する施策について、平成 20 年 5 月 21 日に「次世代 IP ネットワーク国際競争力強化アクションプラン 08」をとりまとめた。</p> <p>ワイヤレス分野における基本戦略については、ICT 国際競争力懇談会の最終とりまとめ（平成 19 年 4 月 23 日）において策定済みであり、この基本戦略に基づき、我が国発のあるいは我が国が先行するワイヤレスシステムの精力的な国際展開のため、ワイヤレス分科会と（社）電波産業会のワイヤレス国際普及部会とが連携して、アジア各国に官民ミッション団を派遣し、第 3 世代携帯電話やそのアプリケーションの展開等に向けて、セミナーの開催や政府関係者及び主要携帯電話事業者等と意見交換を実施した。また、標準化会合における PR 等も実施した。</p> <p>デジタル放送については、平成 20 年 3 月 28 日に「デジタル放送分野（放送方式）国際競争力強化基本戦略」を策定した。南米各国を中心にセミナー等の普及活動を行うとともに、日本へ技術者を招聘し、研修等を実施した。また、コンテンツについては、ICT 国際競争力懇談会の最終とりまとめ（平成 19 年 4 月 23 日）において策定された基本戦略に基づき、デジタル放送分科会（テーマ：コンテンツ）において、我が国の放送コンテンツの海外展開、諸外国との放送番組交流の促進に向けて、現在放送事業者を中心に進められている海外市場向けの「コンテンツ取引見本市」の創設に向けた取組への支援等について検討を実施した。</p>
--	--	---

<p>6. 「技術外交」の戦略的展開</p>	<p>国際的な研究開発連携、国際標準化、知的財産戦略、経済協力等の具体的施策を一貫性・一体性を持って総合的・組織的に行う「技術外交」政策を、関係府省と連携して、戦略的に展開する。</p> <p>また、本年1月に総務省に設置した「ICT国際展開対策本部」の活動を踏まえ、重点的に国際展開を図るべきシステム等について、官民が役割分担をし、相手国への計画的・定期的なミッションを継続的に実施する。</p>	<p>重点3分野である次世代IPネットワーク、ワイヤレス及びデジタル放送について、南米、アジア、中東等に官民連携ミッション団を継続的に派遣した。</p>
<p>7. 通信・放送分野の改革の推進</p>	<p>通信・放送分野の改革を推進するため、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき策定された「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」を着実に実施する。</p> <p>なお、「工程プログラム」は、随時その進ちょく状況を踏まえ見直す。</p>	<p>「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」を踏まえ、通信・放送の融合・連携に対応する法制度の在り方に関して、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」で調査研究を行い、平成19年12月6日に報告書の取りまとめ・公表を行った。平成20年2月15日に具体的な制度の在り方について情報通信審議会へ諮問。平成20年6月13日に「中間論点整理」が公表され、意見募集が行われた。</p> <p>また、ガバナンス強化を含むNHK改革、マスメディア集中排除原則の緩和等の放送分野の改革について、第168国会において放送法等の一部を改正する法律案が可決・成立した。</p> <p>さらに、公正競争ルールの整備等については、「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月策定、平成19年10月改定)に基づき、NTT東西の固定電話に係る接続料改定の認可やNTT東西の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続ルールに関する関係省令等の整備など順次実施している。</p>

個別プログラム

項目	内容	進捗状況
<p>1. ICT研究開発プログラム</p> <p>○ICT国際競争力強化施策への重点配分</p>	<p>総務省は、平成20年度予算要求において、将来の競争力強化につながる施策を含め、ICT国際競争力強化に資する施策に重点配分を行うとともに、研究評価を適切に実施し、必要に応じてプロジェクトの内容を大胆に見直す。</p>	<p>「ICT国際競争力強化重点技術戦略（平成20年度施策関連）」（平成19年8月1日策定・公表）を踏まえ、我が国の国際競争力に資する研究開発に対して、平成20年度予算の重点配分を行うとともに、研究評価として追跡調査を新たに実施した。</p>
<p>○「ICT国際競争力強化重点技術戦略」の策定</p>	<p>ICT国際競争力を強化する観点から、平成19年夏を目途に「ICT国際競争力強化重点技術戦略」を策定し、重点テーマを設定して研究開発を実施する。</p>	<p>我が国の国際競争力を強化する観点から、早急かつ重点的に取り組むべきテーマとして、7つの研究開発課題を抽出した「ICT国際競争力強化重点技術戦略（平成20年度施策関連）」を、平成19年8月1日に策定・公表した。</p>
<p>○世界的研究開発拠点（集合知センター）の整備・充実</p>	<p>重点研究開発テーマに関して、平成19年度に、研究開発を効率的・効果的に実施するための研究開発拠点として、「集合知センター」整備について検討を行い、結論を得る。</p>	<p>「ICT国際競争力強化重点技術戦略（平成20年度施策関連）」（平成19年8月1日策定・公表）及び「UNS研究開発戦略プログラムⅡ」（情報通信審議会答申（平成20年6月27日））において、重点研究開発テーマごとに実施体制についても検討され、新世代ネットワークアーキテクチャ技術、音声翻訳技術等について、研究開発拠点を整備し、研究開発を効率的・効果的に進めている。</p>
<p>○研究開発・標準化活動・知的財産戦略の一体的強化</p>	<p>我が国の国際競争力を強化していくため、研究開発テーマ選定や実施に当たり、標準化活動への取組や知財戦略が重要なものについては従来以上に評価項目の中で重視していくとともに、産学官連携のフォーラムを設立・</p>	<p>研究開発・標準化活動・知的財産戦略を一体的に強化するため、情報通信審議会答申「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」（平成20年6月27日）に基づく「U</p>

	<p>活用することにより、研究開発と標準化活動、知的財産戦略の一体的強化を促進する。また、研究開発・標準化活動等の推進に当たっては、諸外国と戦略的連携を図る。</p>	<p>NS研究開発戦略プログラムⅡ」及び「ICT国際標準化戦略」を実施している。</p> <p>また、研究開発と標準化活動、知的財産戦略の一体的強化を図るため、平成20年7月31日の「ICT標準化・知財センター」設立に向けて準備を進めている。</p> <p>さらに、「ICT国際競争力強化重点技術戦略（平成20年度施策関連）」（平成19年8月1日策定・公表）に基づき、新世代ネットワーク推進フォーラムなど産学官連携のフォーラムにおいて、研究開発と標準化活動、知的財産戦略の一体的強化及び国際連携を図るための戦略を策定するよう促している。</p>
<p>○基礎的研究開発の戦略的推進</p>	<p>イノベーション創出や国際競争力の源泉ともなる技術力を将来にわたり継続的に確保していくため、研究者の発意による独創性・創造性に富むほう芽的な研究開発及び将来、社会で広く必要とされる技術の研究開発を戦略的に推進する。</p>	<p>基礎的研究開発を含め、我が国の中長期的な国際競争力の強化及び社会・生活基盤の充実に資する研究開発を戦略的に推進するため、重点課題を明確化した「UNS研究開発戦略プログラムⅡ」（情報通信審議会答申（平成20年6月27日））が策定された。</p>
<p>○情報通信ソフトウェア開発力の強化</p>	<p>情報通信ソフトウェア開発力の強化を図るため、平成19年度中に、競争力強化に関する施策を体系的に整理し、必要な支援策を検討する。優れた情報通信ソフトウェアの供給主体となり得るベンチャー企業の支援、ブラックボックス化されている情報通信ソフトウェアの安全・信頼性を検証・評価する体制の整備、政府調達を活用等により、情報通信ソフトウェア開発力の強化を図る。</p>	<p>平成19年5月から、国産ソフトウェアベンダー22社が参加するMIJSと連携し、国産ソフトウェア分野の国際競争力を高めるため、海外展開にあたっての課題や対応方策についての調査・検討を実施した。</p> <p>あわせて、我が国のソフトウェア開発力の強化等に資するため、情報通信ベンチャー助成制度等を引き続き推進するとともに、情報通信ソフトウェアの安全・信頼性の向上に資するため、平成</p>

		19年11月に「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報指針」を公表し、平成20年4月より「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」を開始した。
2. ICT標準化強化プログラム		
○「ICT標準化・知財センター(仮称)」の設置	研究開発、標準化活動及び知的財産戦略を一体的に推進するため、既存の社団法人等を活用して、「ICT標準化・知財センター(仮称)」を設置する。	情報通信審議会答申「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」(平成20年6月27日)に基づき、平成20年7月31日の「ICT標準化・知財センター」設立に向けて準備を進めている。
○「ICT国際標準化戦略マップ」の整備	デジュール標準、デファクト標準及びフォーラム標準も含めた標準化に対する諸外国や国際機関における取組を整理した「ICT国際標準化戦略マップ」を、「ICT標準化・知財センター」等において平成19年度から整備する。	ICT国際標準化戦略マップの策定方針等をとりとまとめた情報通信審議会答申「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」(平成20年6月27日)を受け、「ICT標準化・知財センター」において「ICT国際標準化戦略マップ」をとりとまとめ、公表するための準備を進めている。
○「ICT標準化エキスパート」の選定	ITU等国際機関の標準化関係の役職経験者等を「ICT標準化エキスパート」として選定し、標準化に関するノウハウ提供、関係者間の調整、国際会議への参加者に対するサポート等を行う。	情報通信審議会答申「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」(平成20年6月27日)に基づき、「ICT標準化・知財センター」において「ICT標準化エキスパート」を選定するための準備を進めている。
○「ICT国際標準化推進ガイドライン」の策定	企業の標準化活動への積極的な参加を促すために、平成19年度中に、標準化活動が経営に与える効果等を示す指標や標準化に関する基礎情報・ノウハウ、これまでの成功事例等を含む「ICT国際標準化推進ガイドライン」の策定に着手する。	情報通信審議会答申「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」(平成20年6月27日)において、「ICT国際標準化推進ガイドライン」が取りまとめられた。
○標準化団体への活動強化・相互連携等	関連する標準化団体の標準化活動や相互連携を強化するとともに、NGN等の重点分野については関係者によ	情報通信審議会答申「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」(平成20年6月27日)に基づき、標準化団体への活

	る検討の場を設定し、戦略的に標準化に取り組む。	動強化・相互連携等を強化すべく平成20年7月31日の「ICT標準化・知財センター」設立に向けて準備を進めている。
○企業の標準化活動への支援	企業における標準化活動を促進するために、国際標準化のための会合等への参加や標準化に貢献する研究開発に対して積極的に支援を行う。	情報通信審議会答申「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」（平成20年6月27日）に基づき、企業の標準化活動支援を強化すべく平成20年7月31日の「ICT標準化・知財センター」設立に向けて準備を進めている。
○アジア・太平洋地域における連携強化	<p>アジア各国における情報通信システムの開発・標準化へのニーズを把握し、域内の標準化協力の促進に資するため、技術者招へい、ワークショップ開催、人材育成ツールの開発等を内容とする「アジア・太平洋地域における標準化連携強化事業（仮称）」を実施する。</p> <p>また、アジア諸国との共同研究を一層推進し、アジア諸国のニーズも柔軟に取り入れられるよう、成果の実証・検証をアジア諸国と共同で実施するよう配慮する。</p>	<p>平成20年6月9日から6月11日までの間、神戸市において、第14回ASTAP総会を開催し、アジア諸国の連携強化と標準化是正格差について審議を行い、ASTAP活動の活性化及びアジア・太平洋地域内の人的交流促進を図った。</p> <p>さらに、情報通信審議会答申「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」（平成20年6月27日）に基づき、アジア・太平洋地域における連携を強化すべく平成20年7月31日の「ICT標準化・知財センター」設立に向けて準備を進めている。。</p>
3. ICT知的財産強化プログラム		
○「ICT知的財産強化戦略」の策定	国際競争力を有する技術とともに強固な知的財産権網をグローバルに確保するための方策、パテント・プールに関する方策など「ICT知的財産強化戦略」を平成19年度中に、官民で検討し、策定する。	情報通信審議会より、知的財産戦略も含む「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」について答申を受けた。
○「ICTパテントマップ」の整備	平成19年度中に、企業が効果的に知的財産戦略に取り組むことができるよう、「ICTパテントマップ」の策定方針について、官民で検討するとともに、重点技術の知的財産取得状況を整理した「ICTパテントマップ」の	情報通信審議会より、ICTパテントマップの策定方針等を取りまとめた「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」について答申を受け（平成20年6月27日）、「ICT標準化・知財センター」においてとりまとめ、

	整備に着手する。	公表するための準備を進めている。
○民間相談窓口の活用促進	ベンチャー企業等の国際展開に当たり、 ・全国の商工会・商工会議所に設置されている「知財駆け込み寺」 ・日本弁理士会が提供している「弁理士ナビ」 ・日本弁護士連合会の支援の下に誕生した「弁護士知財ネット」 等の活用を推進する。	
4. ICT人材育成プログラム ○ナショナルセンター的機能を有する高度ICT人材育成機関の在り方などを含む抜本的な高度ICT人材育成策の検討	中国、韓国、インド等の状況を踏まえ、トップレベルの高度ICT人材の年間3,000人育成支援のため、拠点大学院構想を支援するとともに、それらを統合するナショナルセンター的機能を有する高度ICT人材育成機関の在り方などを含む抜本的な高度ICT人材育成策について、平成19年度中に官民で検討し、結論を得る。	平成20年5月30日に「高度ICT人材育成に関する研究会」報告書を取りまとめ、公表した。報告書に基づき、平成21年度予算要求を検討している。
○カリキュラム・教材等によるICT教育の充実支援	産学官が連携して、モデルカリキュラム（事業戦略策定に関する研修カリキュラム等）や実践的なPBL（Project Based Learning）教材等の提供を行うことにより、高等教育機関におけるICT教育の充実を支援する。	平成19年度に4分野のICT人材育成PBL教材（ICT戦略マネジメント、ICTシステム構築マネジメント、情報セキュリティマネジメント、ICT内部統制マネジメント）を開発した。
○研究開発プロジェクトを通じたICT人材の育成	情報通信研究機構等の集合知センターにおける研究開発プロジェクトへの産学からの人材受入れ、戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）の若手ICT研究者育成型プログラムの拡充、及び新たな人材育成型プログラムの追加により、ICT分野の研究開発人材を育成する。	平成20年度より、情報通信研究機構の新世代ネットワークや音声翻訳等の研究開発プロジェクトにおいて、民間企業等から9名の出向者を受け入れ、研究開発人材の育成を開始した。
○高度ICT人材育成支援プラットフォームの開発	個々の高等教育機関の取組を連携して、効果的かつ効率的な人材育成手法を提供するために、高度ICT人材	平成19年度に実践的PBLに対応できる高度情報通信人材育成のためのeラーニングシステ

	<p>育成支援プラットフォーム（遠隔地間でも臨場感ある実践教育を可能とするe-ラーニング機能等）の基盤技術を開発する。</p>	<p>ム（同期型（双方向通信システムを用いて、講師と学習者がリアルタイムに学習を実施）及び非同期型（ネットワークを通じた学習管理システム等を用いて、講師と学習者がそれぞれ異なった時間に学習を実施）の2種類）を開発した。</p>
<p>○高等教育機関等における国際交流・海外人材育成の支援</p>	<p>ICT分野の大学、研究機関等において、アジア等を中心として各国からの学生・研究者・技術者の積極的な受入れを増やすとともに、諸外国の高等教育機関等が参加する国際的な研究集会、ワークショップ等の開催等を支援する。さらに、招へい・人材育成事業の充実、IPネットワークを活用した高度な遠隔教育の推進等を通じ、海外における人材育成の強化を図る。</p>	<p>平成19年度はAPT-J2（総務省の特別拠出金によるスキーム）による研究者交流を5件実施した。また、平成20年度から交流の対象を政策担当者に拡大し、8月末まで案件を募集している。</p> <p>また、平成20年3月、アジアから標準化研究者を招へいし、日本の専門家と交流の機会を持った。</p> <p>情報通信研究機構において、高い能力を持つ研究者を招へいするための研究者招へい制度及び国際的な研究集会、ワークショップ等の開催支援を行う制度を、平成20年度から開始した。</p>
<p>○初等中等教育における教育の情報化の推進</p>	<p>文部科学省と連携して、学校におけるICTインフラの整備促進など、教育の情報化を推進する。また、「ICTメディアリテラシー育成プログラム」等の普及を図ることで、保護者や児童の情報リテラシーの育成に努める。</p>	<p>教育委員会等あてに「オアシスプロジェクト」※への参加を促す連名通知（データ通信課、情報通信利用促進課、文部科学省）を発出した（平成20年7月10日）。</p> <p>※ NHKの教育用ビデオクリップ等、質の高いコンテンツを小・中学校に提供し有効利用を通じ、校内LAN等ネットワーク環境の整備促進を目指す。</p> <p>また、ICTメディアリテラシーを総合的に育成する「ICTメディアリテラシー育成プログラム」を開発（平成18年度）し、公開した（平成19年7月10日）。</p>

<p>5. ソフトパワー強化プログラム</p> <p>○映像国際放送の充実</p>	<p>日本という国の国際広報戦略やソフトパワーの強化を図るため、新たな外国人向け映像国際放送を平成20年度後半中に開始するとともに、インターネット配信についても早期に実施する。その成功に向けて官民の英知が結集されることを期待し、政府としても一体となって積極的な支援策を講ずる。</p>	<p>新たな外国人向け映像国際放送については、放送法を改正の上、新たなNHK子会社（平成20年4月設立済み）にその業務を担わせることとし、平成21年初頭からの放送開始に向け準備を進めている。</p> <p>新たなNHK子会社については、民間資金及びノウハウを注入すべく、民間企業に出資等の協力を働き掛けている（平成20年秋を目途に民間出資を含め増資予定）ほか、対外情報発信に関心を有する省庁に対しても、広告出稿等の協力を働き掛けている。</p> <p>なお、インターネット配信についても、主要国首脳会議（洞爺湖サミット）に関するニュースの配信を試行するなど、今後の本格的な配信実施に向け準備を進めている。</p>
<p>○コンテンツ流通の促進</p>	<p>「コンテンツ競争力強化促進法（仮称）」を次期通常国会に向けて検討する。グローバルな市場で競争力を持つ放送番組などのコンテンツ制作とそのマルチユースを促進し、透明でオープンなコンテンツ取引市場を形成するとともに、その成果をクリエイターや利用者に適切に還元していく。</p>	<p>「ICT国際競争力会議デジタル放送分科会（テーマ：コンテンツ）」及び「情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において具体策を検討した。</p> <p>平成19年10月、我が国に各国の放送コンテンツの集約を図るため、放送事業者等が「国際ドラマフェスティバル」を開催した。</p> <p>平成20年10月に我が国に海外市場向けの「コンテンツ取引見本市」を創設する方向で、現在放送事業者を中心に準備を進めている。</p>
<p>○海外へのコンテンツ流通ネットワーク開拓に向けた体制整備</p>	<p>日本文化等に関する情報を発信し、海外からの理解を高めるには、海外の視聴ターゲットとして最適で、いわ</p>	<p>シンガポールの「ジャパンアワー」[※]等民間事業者による取組が着実に進展した。</p>

	<p>ば「ジャパン・コンテンツの露出ウィンドウ」となり得るチャンネルの時間枠など、新たな流通ネットワークを開拓・確保し、ここに日本の放送コンテンツを継続して供給する仕組みが必要である。このため、海外メディアのスポンサーとなり得る企業や、放送事業者、番組制作者、関係府省等による、官民一体となった支援・協力体制を整備する。</p>	<p>※ アジア・オセアニア 21 か国・地域において衛星波で放送中。</p>
<p>○デジタルコンテンツの流通に関する新たなルールの形成等</p>	<p>消費者の利便性の向上と権利の適切な保護のバランスを図る観点から、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いや、放送番組のマルチユースに向けた円滑な権利処理、コンテンツの保護に係るルールとその担保手法のあり方等、デジタル化時代に相応しい新たなルールの形成について、消費者、権利者、放送事業者、メーカー等幅広い関係者の協力を得て、推進する。</p>	<p>「ICT国際競争力会議デジタル放送分科会（テーマ：コンテンツ）」及び「情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において具体策を検討した。</p> <p>平成 20 年度は、放送番組の海外展開等、マルチユースを促進するための、新たな番組制作スキームに関する実証実験を実施している。</p>
<p>○コンテンツの多メディア展開を促進するプラットフォームの形成</p>	<p>IPTVやモバイル等、消費者がコンテンツを視聴するメディアに係る選択肢を拡大し、コンテンツに関わる市場の一層の発展を図るため、端末、DRM等、メディアに応じた新たなプラットフォームの開発及び普及を進める。</p>	<p>放送コンテンツの新たなウィンドウとして期待される「IPTV」の規格統一を目指し、放送事業者、通信事業者、受信機メーカーが共同で、有限責任中間法人「IPTVフォーラム」を設立した(平成 20 年 6 月)。</p>
<p>6. ICTブランド向上プログラム ○「ブランド構築」の推進</p>	<p>日本の優れたICT技術・製品・サービスを世界にPRするため、官民の広報機能の強化・充実を図る。具体的には、平成 19 年度中に、先進的な海外事例等を調査・分析し、ロゴ、キャッチフレーズ、対象地域、広報手段等を定める「グローバル・ブランド戦略」を官民で検討する。</p>	
<p>○「ICTジャパン・キャンペーン」の実施</p>	<p>国や地域ごとに分野を戦略的に選定して日本のイメージ向上・情報発信強化を図るために、効果的なセミナー、</p>	<p>タイ、マレーシア、コロンビア、ブラジルでセミナーを実施した。海外に対する情報発信活動の</p>

	最先端の機器を活用したデモンストレーション、展示会開催、世界へのジャパンライフ発信などを行う「ICT ジャパン・キャンペーン」の実施を支援する。	展開等に関し平成 21 年度予算要求を実施している。
○「ICTブランド発信モデル」の選定	企業やコンソーシアムの海外展示会参加等による海外広報活動を促進するため、特に日本のICTブランドイメージの向上に資する企業やコンソーシアムの活動を「ICTブランド発信モデル」として選定し、重点的に支援する。	_____
<p>7. 国際展開支援プログラム</p> <p>○「ICT国際展開対策本部」による支援</p>	<p>本年1月に設置した「ICT国際展開対策本部」(本部長：総務大臣)は、ICT国際展開支援の総合的な窓口として、我が国のICT企業の海外展開の一層の支援を行う。同本部において、官民連携によるミッション団の戦略的形成・派遣を推進する。また、各国・各地域において企業の展開が可能となるよう、官民が連携して、その国・地域の市場や現地政府の動向等の情報収集に努める。</p>	<p>平成19年8月に、菅総務大臣がブラジル、チリ及びアルゼンチンを訪問し、我が国の地デジ放送方式の採用等について、関係閣僚等と会談した。</p> <p>平成20年3月に、ベトナムにおける次世代IPネットワークの普及・展開に向けて岡本政務官がベトナム情報通信省副大臣と意見交換を行った。</p> <p>平成20年4月に、佐藤総務副大臣がフィリピンを訪問し、地デジ日本方式の採用を働きかけた。</p> <p>平成20年5月に、谷口総務副大臣がカタール及びUAEを訪問し、地デジ日本方式、電子政府システム等の採用を働きかけ、両国それぞれと定期的な協議を行う旨を合意した。</p> <p>※官民連携ミッション団派遣実績(平成19年5月以降)</p>

		<p>【次世代 I P ネットワーク】(計 7 回) ベトナム、マレーシア、インドネシア、中国、シンガポール</p> <p>【ワイヤレス】(計 6 回) ベトナム、マレーシア、タイ</p> <p>【デジタル放送】(計 15 回) ブラジル、チリ、アルゼンチン、コロンビア、ベネズエラ、ペルー、フィリピン等</p>
○「ICT 国際競争力強化指標(仮称)」の策定	ICT 産業の国際競争力を評価するとともに、企業の国際重視志向の浸透を図るため、「ICT 国際競争力強化指標(仮称)」を検討し、継続的に公表する。	企業競争力の観点から日本企業の市場シェア及び利益額シェアを、「輸出競争力」の観点から日本国の輸出額シェア及び貿易特化指数を指標とする、「ICT 国際競争力指標」を策定し、平成 20 年 6 月 3 日に報道発表した。
○国際機関の活動への貢献	ITU、APT 等の国際機関の各種会合、フォーラム等を積極的に招請し、我が国の提案等に対する各国の理解を深める。同時に、APT など国際機関の事務局幹部ポストや研究委員会等の議長・副議長ポストの獲得など、国際機関での活動への積極的な貢献を行うための環境整備を推進する。	<p>平成 19 年 9 月、APT 開発フォーラムを我が国に招致し、我が国の政策を紹介するとともに、会場にてワンセグ端末のデモを行った。</p> <p>総務省と ITU 主催の「ICT と気候変動に関する京都シンポジウム」(平成 20 年 4 月・京都)を含む ITU の研究委員会等を我が国に計 6 回招請した。</p> <p>国際機関での活動への積極的な貢献のための環境整備については、平成 19 年 10 月の無線通信総会(RA-07)において、我が国からの立候補者全員が研究委員会の議長(1 名)・副議長(2 名)ポストを獲得した。</p> <p>さらに、平成 19 年末の選挙において APT 事務局長に山田俊之氏が当選し、平成 20 年 2 月に着任した。</p>

		<p>また、平成20年6月のITU事務局長来日時に福田首相及び増田総務大臣から日本人職員増員の要求などの働きかけを行った。</p> <p>加えて、国際会議へ参加する専門家育成のためのセミナーを年2回実施するとともに、ITU及び各国キーパーソンの招請及び会談を通じ、議長・副議長ポストの獲得に向けた働きかけを行った。</p>
<p>○現地の産学官との交流強化等</p>	<p>海外でのICTセミナーの開催、海外の政府関係者・産業団体との意見交換、要人の訪日要請などにより、現地の産学官との交流を強化する。また、そうした活動を通じて得られた情報の官民での共有を図る。</p>	<p>新しい技術方式の採用を検討している国の政府高官等を日本に招へいし、我が国の技術の優位性等を説明するとともに、現地の在外公館と密接に連携をとり、現地の産学官との積極的な交流を実施するなど、日本のICTの普及活動を実施した。</p> <p>※要人訪日、セミナー等実績（平成19年5月以降）</p> <p>【デジタル放送】（要人訪日）</p> <p>ブラジル：文官長</p> <p>チリ：通信庁次官、大統領、下院議員団</p> <p>コロンビア：国家テレビ委員会委員等</p> <p>ペルー：関係省庁委員会委員長等</p> <p>エクアドル：通信長官、国家ラジオテレビ審議会総裁</p> <p>フィリピン：電気通信委員会委員長</p> <p>【ワイヤレス】（セミナー）</p> <p>ベトナム、マレーシア、タイ</p> <p>【次世代IPネットワーク】（セミナー）</p>

		<p>インドネシア</p> <p>※大臣・副大臣・政務官の海外訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 19 年 8 月に、菅総務大臣がブラジル、チリ及びアルゼンチンを訪問し、我が国の地デジ放送方式の採用等について、関係閣僚等と意見交換を実施した。 ○ 平成 20 年 3 月、岡本総務大臣政務官がベトナムを訪問し、政府関係者と意見交換を行うとともに、3 G・次世代移動通信セミナーに出席した。 ○ 平成 20 年 4 月、佐藤副大臣がフィリピンを訪問し、地上デジタル放送日本方式の採用について、関係省庁首脳及び現地産業界と意見交換を実施した。 ○ 平成 20 年 5 月に、谷口総務副大臣がカタール及び UAE を訪問し、関係省庁幹部及び現地産業界と会談。地デジ日本方式、電子政府システム等の採用を働きかけ、両国それぞれと定期的な協議を行う旨を合意した。 <p>また、A P T への特別拠出金を通じ研修・ワークショップ開催・技術者交流を行うとともに、財団法人海外通信・放送コンサルティング協力への補助金により研修事業を実施した。</p>
○グローバル・ベンチャー企業創出の支援	国際市場でも通用しうる I C T ベンチャー企業の海外進出を促進するため、海外市場調査、海外事業の企画等に関する支援を行う。また、国際戦略の策定や国際的な	_____

	事業展開を遂行することが可能な人材の育成を支援する。	
○マスタープランの策定	ブロードバンドやIPネットワーク等の本格的な導入に向けた全体計画のモデル（マスタープラン）について、途上国の実情やニーズを踏まえ、関係者間で早期に策定する。	<p>平成19年12月にJTETCがベトナムにおいて、情報通信政策・計画、ネットワークの現状、ICT利活用状況等の調査を実施するとともに、ホアラック・ハイテクパーク管理委員会に対して通信ネットワーク整備に関するODA案件の形成を働きかけた。</p> <p>また、平成20年1月には、JTETCがラオスにおける情報通信政策・計画、ネットワークの現状、ICT利活用状況等の調査を実施するとともに、国家郵便電気通信庁に対して、通信ネットワーク整備計画策定調査のODA案件形成を働きかけた。</p> <p>平成20年3月にインドネシアに対して電気通信政策及びマスタープラン策定への支援のための専門家の派遣が採択され、今秋の派遣に向け準備を行っている。</p>
○在外公館との連携強化	我が国のICTに関する国際広報、イベントの開催、現地のICT事情等についての情報収集等に関して、外務省に協力を要請し、在外公館を拠点とした取組を強化する。	これまで随時外務省及び在外公館に協力を要請した。特にデジタル放送の国際展開については、南米諸国の在外公館と密接に連携を図った上で、各国のデジタル放送技術の採用動向情報を収集し、デモ・セミナーを実施した。
○アジア諸国を中心としたEPA等の推進	日米、日EU及び日中間の規制改革対話に加え、アジア諸国とのEPA交渉を通じて外資規制等の規制の緩和・撤廃及び競争促進的な電気通信市場の形成に必要な制度の導入を働きかけるなど、これらの国々の市場環境整備を要請する。	日米、日EU及び日中間の規制改革対話を昨年に引き続き実施している。また、現在、ベトナム、インド、豪州、スイス、GCC等とEPA交渉実施しており、WTOにおけるサービス貿易交渉とあわせ、電気通信サービスにおける自由化等を推

		<p>進している。</p> <p>あわせて、国際展開を支援するため、電気通信、放送及びICTに関する企業へアンケート及びヒアリングを実施した。</p>
○アジア・ブロードバンド計画の推進等	<p>「アジア・ブロードバンド計画」を着実に推進するとともに、我が国の主導により、APEC加盟国・地域間で共有すべき「アジア太平洋情報社会（APIS）の将来ビジョン」を平成19年末までに策定する。</p>	<p>「アジア・ブロードバンド計画」に基づき、遠隔医療、遠隔教育等の分野における各種通信技術に関する国際実証実験やIT技術者育成のための研修・ワークショップを実施した。</p> <p>また、第7回APEC電気通信・情報産業担当大臣会合（平成20年4月）における閣僚声明で、「アジア太平洋情報社会（APIS）の将来ビジョン」が盛り込まれた。</p>
8. 税制・財政金融等支援	<p>上記1～7のプログラムを、一層効果的に推進するため、各プログラムで示した措置に加え、税制、財政金融、ODAの活用等の支援措置を関係府省と検討する。</p>	
(1) ICT国際競争力支援制度	<p>企業のICT投資、研究開発投資等を促進するための税制支援措置を検討するとともに、ベンチャー企業の国際展開を支援する措置を検討する。</p>	<p>情報通信分野のベンチャー企業支援のため、平成20年度から、国内の事業化に成功したベンチャー企業が海外で事業を展開するために必要な経費の一部を情報通信研究機構が助成する項目に追加した。</p>
(2) 政府調達	<p>調達関係の制度的枠組み等に十分配慮しつつ、ベンチャー企業からの調達拡大も含め政府自ら優れたICT技術等の採用を促進するためのガイドライン（「新ICT調達ガイドライン」（仮称））を検討する。</p>	<p>平成19年度に調達関係の制度的枠組み等に配慮しつつ、政府自ら優れたICT技術・製品・サービスの積極的な採用・調達を促進することを視野に入れた基礎データの収集、分析等を目的とした調査研究を実施した。調査研究の報告を受け、採用促進にあたっての課題や制度的な問題の洗い出しを行っている。</p>
(3) 公的ファイナンス	<p>ファイナンス面から日本企業の国際展開を支援するた</p>	<p>当省からの協力要請により、国際協力銀行にお</p>

	<p>め、海外投資金融等の拡充、プロジェクト・ファイナンスやストラクチャード・ファイナンス等の手法活用、ICT事業に係る海外での事業環境整備などについて、国際協力銀行等に協力を要請する。</p>	<p>いて、ブラジル社会経済開発銀行とのISDB-T導入放送事業者への協調融資等について検討を進めている。</p>
<p>(4) ODA</p>	<p>ODAについて、ソフト支援（ICT人材育成等）の強化、ハード面とソフト面を一体とした包括的な支援への移行、広域的なネットワーク整備を支援するための複数国にまたがる広域ODA案件の一括要請・採択などについて、関連府省と協議する。</p>	<p>関係省庁との協議により、左記の件はいずれも途上国からの要請内容次第となった。なお、この協議を経て経済産業省の円借款担当課と当省との連携が構築され、日本企業に資する円借款案件の発掘に共同であたっている。</p>